

九州電力株式会社
玄海原子力発電所
平成30年度(第2回)保安検査報告書

平成30年11月
原子力規制委員会

目次

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 実施概要 | 1 |
| (1) 保安検査実施期間 | 1 |
| (2) 保安検査実施者 | 1 |
| 2. 玄海原子力発電所の設備及び運転概要 | 1 |
| 3. 保安検査内容 | 2 |
| (1) 基本検査項目 | 2 |
| (2) 追加検査項目 | 2 |
| 4. 保安検査結果 | 2 |
| (1) 総合評価 | 2 |
| (2) 検査結果 | 4 |
| (3) 違反事項 | 9 |
| 5. 特記事項 | 9 |

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添参照)

自 平成30年8月23日(木)

至 平成30年9月7日(金)

(2) 保安検査実施者

玄海原子力規制事務所

今枝 俊幸

鈴木 紳一

池田 耕之

松岡 徹之

堤 康幸

小野 雅士

高尾 和博

木下 修三

川内原子力規制事務所

川ノ上 浩文

川越 和浩

佐々木 敬一

原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

吉野 昌治

菊川 明広

2. 玄海原子力発電所の設備及び運転概要

| 号機 | 出力 (万 kW) | 運転開始年月 | 前四半期から保安検査終了日までの 運転状況 |
|-----|--------------|----------|---|
| 1号機 | 55.9 | 昭和50年10月 | 廃止措置中 (平成29年4月19日～) 施設定期検査期間 (平成30年1月16日～平成30年5月10日) |
| 2号機 | 55.9 | 昭和56年3月 | 運転期間 (一) 停止期間 (平成23年1月29日～) 施設定期検査期間 (平成23年1月29日～) |

| | | | |
|-----|-------|--------|---|
| 3号機 | 118.0 | 平成6年3月 | 運転期間 (平成30年4月18日～) 停止期間 (平成22年12月11日～平成30年4月18日) 施設定期検査期間 (平成22年12月11日～平成30年5月16日) |
| 4号機 | 118.0 | 平成9年7月 | 運転期間 (平成30年6月19日～) 停止期間 (平成23年12月25日～平成30年6月19日) 施設定期検査期間 (平成23年12月25日～平成30年7月19日) |

3. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している廃止措置及び運転管理状況の確認、記録確認、発電用原子炉施設の巡視、定例試験等への立会いについても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は年度保安検査計画に基づく検査項目)

(1)－1 玄海原子力発電所共通事項

- ① マネジメントレビューの実施状況(本店検査を含む)
- ② 主任技術者の選任及び職務等の実施状況
- ③ 組織改正に伴う業務引継の実施状況(抜き打ち検査)

(1)－2 玄海原子力発電所3号機及び4号機

- ① 外部事象等に対する体制の整備状況
- ② 火山活動のモニタリング等の体制の整備の実施状況(本店検査を含む)

(2) 追加検査項目

なし

4. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査では、共通事項として「マネジメントレビューの実施状況(本店検査を含む)」、「主任技術者の選任及び職務等の実施状況」及び「組織改正に伴う業務引継の実

施状況(抜き打ち検査)」を、また、3号機及び4号機を対象に「外部事象等に対する体制の整備状況」及び「火山活動のモニタリング等の体制の整備の実施状況(本店検査を含む)」をそれぞれ基本検査項目として選定し、検査を実施した。

基本検査の結果、「マネジメントレビューの実施状況(本店検査を含む)」については、マネジメントレビュー(以下「MR」という。)に係る評価改善活動の発電所及び本店における実施状況について確認した。発電所においては、「玄海原子力発電所評価改善活動管理基準」に基づき、各データを収集、分析・評価し、「マネジメントレビュー向け報告書(平成29年度)」に取りまとめていることを確認した。平成30年度の発電所品質目標については、品質方針及び原子力発電本部品質目標(平成30年度)と整合させ設定していること等を確認した。本店においては、原子力発電本部長が、MRに係る収集データをもとに分析・評価を行い、平成29年度のMRへのインプットとして取りまとめていること等を確認した。また、トップマネジメント(社長)は、「マネジメントレビューへのインプット(平成29年度)」の評価結果及び品質保証委員会での審議結果を踏まえ現在の品質方針は有効であり、品質目標は現在の課題等を反映したものであり変更不要としていること並びに指示事項等について承認、管理責任者へ指示し、この後の社長交代後も、前任者の品質方針を継続していることを方針書により確認した。これを受け、管理責任者は、MR結果及び対応方針を本店及び各発電所の組織に対して周知したこと等を確認した。なお、管理責任者及び発電所長に対して「MRについての認識、職務の遂行状況」「原子力の安全性向上の取組」等についてインタビューを実施した。

「主任技術者の選任及び職務等の実施状況」については、保安規定において規定されている各種免状及び経験を有する者から主任技術者が選任されていることを、また、選任された主任技術者は、保安規定において定められた職務を確実に遂行していることを文書及び聴取により確認した。

「組織改正に伴う業務引継の実施状況(抜き打ち検査)」については、7月の組織改正で新設された防護管理課の業務を規定する文書の制定、所属する課員の教育訓練及び力量評価の実施状況が確実に実施され、防護管理課の業務である保全区域、周辺監視区域を区別するために設置する標識及び柵等の維持管理が適切に実施されていることを文書及び現場で確認した。

「外部事象等に対する体制の整備状況」については、新規制基準への適合に係る保安規定が変更認可されている玄海3/4号機の原子炉施設内において、内部溢水、竜巻の外部事象が発生した場合に対処する体制の整備として、要員の配置、要員に対する教育訓練、資機材の配備及び手順書の整備等が社内規定に従い適切に実施されていることを確認した。また、溢水防護区域等に資機材等を仮置きする場合の溢水影響評価が、社内基準等に従い適切に実施されていることを文書及び現場で確認した。

「火山活動のモニタリング等の体制の整備の実施状況(本店検査を含む)」については、玄海3/4号機の新規制基準に基づく保安規定の施行に伴い、モニタリングの方法や必要要員等の再検討を行い、火山活動モニタリングの活動を実施し、報告がなされていることを、

また、破局的噴火への発展の可能性につながる結果が観測された場合の燃料体等の搬出等に係る事前検討は玄海3／4号機の保安規定認可後に再度実施されていることを文書及び聴取により確認した。

保安検査実施期間中の日々の廃止措置及び運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の確認、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験(4号機ディーゼル発電機(B)負荷試験、3号機アニュラス空気浄化ファン起動試験等)の立会い及び会議(第30-13回発電所安全運営委員会等)への陪席を行った結果、特に問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

(2) 検査結果

1) 基本検査結果

1) - 1 玄海原子力発電所共通事項

① マネジメントレビューの実施状況(本店検査を含む)

経営責任者の積極的な関与の下、品質マネジメントシステムをレビューし、継続的に改善することが重要であることから、平成29年度のMRにおいて組織の課題を明確にし、経営責任者から必要な改善等が指示されていること及びMR結果を踏まえた対応方針を適切に策定していることを確認するため、検査を実施した。

検査の結果、発電所の年度評価に係るデータについては「玄海原子力発電所評価改善活動管理基準」に基づき、データを収集、分析し、玄海原子力発電所品質保証委員会で審議し、発電所長の承認後に、本店に報告していることを「マネジメントレビュー向け報告書(平成29年度)」及び担当者からの聴取により確認した。

原子力発電本部の品質目標については、「評価改善活動管理基準」に基づき、原子力発電本部長(以下、「管理責任者」という。)が、品質方針、組織の責任、平成29年度の品質目標達成度評価結果及び組織を取り巻く環境等を考慮し、「原子力発電本部品質目標(平成30年度)」を設定していることを確認した。また、安全・品質保証部長により、「【周知・依頼】平成30年度原子力発電本部品質目標の設定(周知)及び部門品質目標の設定(依頼)について」(各部長、各発電所長)にて周知、依頼されていることを確認した。周知された「原子力発電本部品質目標(平成30年度)」を踏まえ、各部長(各発電所長含む)については、品質目標を設定し、品質保証グループ長が「評価改善活動管理基準」に基づき取りまとめ、「原子力発電本部品質目標(平成30年度)」達成に適切と確認していることを「原子力発電本部品質目標一覧表(平成30年度)」にて確認した。MRにおけるインプットデータの収集及び評価については、「原子力発電所マネジメントレビュー管理基準」に基づき安全・品質保証部長がMR向けインプットデータの収集を行っていることを「マネジメントレビュー向け報告書(平成29年度)」(本店)平成30年5月、(玄海)4月、(川内)5月)等にて確認した。

「品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善」等の各項目（観点）について総合的な評価を行い、「マネジメントレビューへのインプット（平成29年度）」として取りまとめ、「品質保証連絡会」「原子力品質保証委員会（総合委員）」にて審議し、安全・品質保証部長が承認し、管理責任者の確認を得ていることを「平成30年度第1回原子力品質保証委員会（総合委員）議事録」等にて確認した。

管理責任者は、「マネジメントレビューへのインプット（平成29年度）」の評価結果及び「平成30年度第1回原子力品質保証委員会（総合委員）」の審議結果を承認し、MRにてトップマネジメント（以下「社長」という。）へ報告したことを、さらに、この報告を踏まえ、社長は品質方針、品質目標の変更の必要性について、現在の品質方針は有効であり、品質目標は、現在の課題等を反映したものであり変更不要とした「指示事項等」を「マネジメントレビューへのインプット（平成29年度）」と併せ、MRアウトプットについて承認し、管理責任者へ指示していることを「実施部門に対するマネジメントレビュー（アウトプット）（平成29年度）」（6月5日）にて確認した。この後、6月28日に社長が交代したが、後任の社長も、「品質方針」について現状の方針を継続し、改めて設定すると指示書により周知していることを確認した。管理責任者（指示を受けた安全・品質保証部長）は、MR結果を本店及び各発電所の組織に対して文書及び原子力品質保証委員会により、周知していることを「【周知】品質マネジメントシステムにおける平成29年度マネジメントレビュー結果について」、「平成30年度第2回原子力品質保証委員会（総合委員）議事録」にて確認した。

発電所においては、原子力発電本部品質目標を踏まえ、規定類に基づき、発電所の品質目標が決定されていることを「平成29年度のマネジメントレビュー結果（等）」に対する玄海原子力発電所の対応について、「発電所品質目標（平成30年度）」により確認した。なお、本検査において、管理責任者及び発電所長にインタビューを実施し、マネジメントレビューの実施に係る関与及び取組について聴取した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

② 主任技術者の選任及び職務等の実施状況

平成30年7月1日の人事異動において主任技術者の変更があったことから、所定の条件を満足した主任技術者の選任・解任の手続きが適切に実施されていること、また、職務等が新任の主任技術者へ確実に引き継がれ、途切れることなく業務が継続されていることを確認するため、検査を実施した。

原子炉主任技術者及びその代行者は保安規定で要求している業務経験及び原子炉主任技術者免状を有する者から選任されることを「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」により確認した。また、社長から発出された指示書「原子炉主任技術者の選解任について」において新たな原子炉主任技術者が任命されていることを確認し、同基準において要求した条件を満たした者が選任されていることを「原子炉主任技術者免状」及び「人事経歴書」により確認した。

廃止措置主任者及びその代行者は保安規定に基づく知識及び経験を有する者として原子炉主任技術者免状、核燃料物質取扱主任者免状を有している者、若しくは事業者において実施している廃止措置主任者教育を受講している者から選任されることを「廃止措置主任者の保安監督に関する基準」により確認した。また、新たな廃止措置主任者が所長から任命されていることを「設備別各種主任者管理表」により確認し、同基準において要求した条件を満たした者が選任されていることを「原子炉主任技術者免状」及び「略歴書」により確認した。

電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者及びその代行者は保安規定で要求している第1種電気主任技術者免状及び第1種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者から選任されることを「ボイラー・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準」により確認した。また、新たな電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が所長から任命されていることを「設備別各種主任者管理表」により確認し、同基準において要求した条件を満たした者が選任されていることを「第1種電気主任技術者免状」及び「第1種ボイラー・タービン主任技術者免状」により確認した。

また、原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の変更に伴い、事業者は原子力規制委員会及び経済産業省へ法令に基づく届出を提出していることを「発電用原子炉主任技術者選任・解任届出書」及び「主任技術者選任又は解任届出書」により確認した。

新たに選任された主任技術者の引き継ぎは「技術基準」に基づき文書あるいは担当者間の打合せで行われていることを「引継書」及び聴取により確認した。

3号機及び4号機の新任の原子炉主任技術者は、保安規定に定められている職務を遂行していることを「玄海原子力発電所 3・4号炉 保安規定化学記録」、「GN-3/4 巡視点検チェックシート(当直課長用)」等により確認した。また、新任の廃止措置主任者については、保安規定に定められている職務を遂行していることを「放射線管理業務日誌(#1U)」、「GN-1 巡視チェックシート(当直課長用)」等により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

③ 組織改正に伴う業務引継の実施状況(抜き打ち検査)

防災課の組織改正に伴い防護管理課が新設されたことから、防災課と防護管理課における業務内容の仕分けが行われ、新たな組織において使用される規定類等が適切に定められ、業務が確実に実施されていることを確認するため、抜き打ち検査を実施した。

7月の組織改正で新設された防護管理課の業務に関して、防護管理課の業務を規定するための文書、所属する課員の教育訓練及び力量評価を実施するための規定類が適切に定められていることを「規定文書制定改廃書」、「玄海原子力発電所防護基準」及び「防護管理課教育訓練要領」により確認した。また、課長を含め課員の教育訓練の履修状況及び力量に関しては防災課で取得した実績等を踏まえ適切に評価管理されるとともに、メンバー全員が必要な力量を付与されていることを「防護管理課員の力量評価

表」により確認した。防護管理課の業務である保全区域、周辺監視区域を区別するために設置する標識及び柵等の維持管理が適切に実施されていることを現場で確認するとともに、「玄海原子力発電所防護基準」に定められた頻度で定期的な巡視が行われていることを「保全区域巡視チェックシート(1/2号)」等により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

1)ー2 玄海原子力発電所3号機及び4号機

① 外部事象等に対する体制の整備状況

新規制基準への適合に係る保安規定が変更認可されている玄海3/4号機において、原子炉施設内で溢水が発生した場合及び竜巻が発生した場合に対応する体制の整備として、要員の配置、要員に対する教育訓練、資機材の配備等が規定類に従い適切に実施されていることを確認するため、検査を実施した。

検査の結果、必要な要員の配置については保安規定第17条の2及び同規定「添付2 火災、内部溢水、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い、防災課長は内部溢水発生時及び竜巻が発生した場合に活動を行うために、必要な要員を配置することを「非常事態対策基準」に定めていることを確認した。

教育訓練の実施については、防災課長が溢水経路等の内部溢水全般の運用管理に関する教育訓練を「防災課教育訓練要領」に定め、保安教育として実施していることを「保安教育訓練実施報告書」等により確認した。竜巻防護の運用管理に関する教育訓練及び竜巻発生時における車両避難等の実働訓練についても、「防災課教育訓練要領」に定め、全所員に対して実施していることを「保安教育訓練実施報告書」、「原子力一般教育訓練実施報告書」等により確認した。なお、専属自衛消防隊に対する教育訓練が定期的に行われていることを「請負会社保安教育実施報告書」等により確認した。

必要な資機材の配備のうち、内部溢水発生時に使用する資機材については「非常事態対策基準」に基づき配備され、「非常事態対策要領」、「保安規定に基づく保修業務要領(3, 4号)」に点検頻度、点検内容を定めて管理されており、資機材の点検の実施状況については至近の点検記録を「資機材保管数リスト兼点検チェックシート」等により確認した。また、竜巻対策として使用する資機材については、「保安規定に基づく保修業務要領(3, 4号)」に基づき配備されており、同要領「添付資料4 重大事故等対処設備等の管理要領」に点検対象、点検内容、点検頻度を定めて管理されており、資機材の点検の実施状況については至近の点検記録を「固縛装置リスト兼点検チェックシート」等により確認した。設備改造により溢水評価条件の見直しを行う場合には、「非常事態対策要領」の「添付資料9 内部溢水に係る対応要領」に定めている溢水評価への影響フローにより溢水評価への影響確認を防災課長が都度実施することを確認した。

溢水防護区画及び溢水経路に常設資機材等を設置・保管する場合には、作業担当課は「非常事態対策要領」の「添付資料9 内部溢水に係る対応要領」に定めている手順により、「常設・仮置 資機材 設置場所状況確認チェックシート」にて防災課長に申

請を行い、防災課長は申請された持込資機材の床専有面積合計を算出して、水位上昇を評価し、防護対象設備の機能が喪失する高さ未満であること等の内部溢水影響評価を実施して、設置・仮置を許可していることを「工具、資材仮置・仮設建屋設置願」等の記録、現場巡視により確認した。

竜巻対策として飛来物発生を防止するために位置的分散、固縛等を行う事で重大事故等対処設備の機能を損なわないように管理することを定めていること等を「非常事態対策要領」の「添付資料12 竜巻対応要領」により確認した。また、海水ポンプエリアの防護ネットの設置状況、大容量空冷式発電機の固縛装置について現場で確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

② 火山活動のモニタリング等の体制の整備の実施状況(本店検査を含む)

新規制基準を踏まえて火山活動のモニタリング等の体制が整備されていることが重要であることから、火山活動のモニタリングを行うための体制の整備及び破局的噴火への発展の可能性につながる結果が観測された場合に必要な体制の整備、その体制に基づく定期的な評価及びその評価結果等に基づく計画等の見直しが行われることとなっていることを確認するため、検査を実施した。

検査の結果、本店において、原子力土木建築部長は火山活動のモニタリングに係る体制の整備として要員の配置、教育訓練及び火山活動のモニタリングの手順を定めていることを「カルデラ火山モニタリング対応基準」により確認した。川内原子力発電所を対象として実施してきた火山モニタリング活動に関して、玄海3/4号機の新規制基準に基づく保安規定の施行に伴い、モニタリングの方法や必要要員等の再検討を行っていることを「カルデラ火山モニタリングについて」により確認した。カルデラ火山モニタリングを実施するための要員に対しては必要な教育を行い、知識・技能及び経験に基づいて力量を付与していることを「グループ内教育実施報告書」、「グループ力量設定・評価表」により確認した。

対象火山の選定から新たな知見を反映した観測手法、判断基準等の見直しまでの手順を「カルデラ火山モニタリング対応基準」に定め、対象火山の活動状況について国土地理院及び気象庁が発表する評価のとりまとめ、また、観測データの収集、分析、評価を行い、原子力グループ長は評価結果を1ヶ月に1回まとめていることを「火山活動のモニタリングによるカルデラの活動状況について(7月度月報)」により確認した。この評価結果に基づいて、原子力グループ長は対象火山の活動状況に変化がないことを確認し、原子力土木建築部長に報告し、原子力土木建築部長は九州の火山を対象に研究を行っている専門家からの意見を得た上で、1年に1回カルデラ火山対応委員会において社長に報告していることを「火山活動のモニタリング評価結果に関する火山専門家との打合せ議事次第」「第3回カルデラ火山対応委員会議事録」及び「川内原子力発電所及び玄海原子力発電所 火山活動のモニタリング評価結果(平成29年度報告)」等により確認した。また、本結果は原子力規制委員会へ報告されていることを「川内原子力発電所及び玄海原子力発電所火山活動のモニタリング評価結果について(報告)」により確認した。

原子力グループ長は火山防護に係る新知見情報等の中から反映が必要と判断された情報は竜巻、火山その他自然災害への防護に係る安全性向上検討委員会に報告し、妥当性等を審議したうえで、監視レベルの移行判断基準等の見直しの必要性等を検討することとしていることを「原子炉施設の竜巻、火山その他自然災害への防護に係る新知見の反映実施要領」等により確認した。

原子力管理部長及び原子力技術部長が破局的噴火への発展の可能性につながる結果が観測された場合における必要な判断・対応を行う体制の整備等を確実に実施するプロセスが定められていることを「カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準」及び「カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準」により確認した。

原子燃料計画グループ長は1年に1回以上の頻度で燃料体等の搬出等に係る事前検討を実施しており、平成29年度は7月に川内原子力発電所を対象にした検討を行った後、平成29年9月14日に玄海3/4号機の保安規定が認可されたため、玄海原子力発電所を含めた事前検討を再度実施し、原子力技術部長の承認を得ていることを「燃料体等の搬出等の事前検討レビュー結果(平成29年度第2回目)」等により確認した。

原子力グループ長、原子力発電グループ長及び原子燃料計画グループ長は各部の活動に関して、定期的(1回/年)な評価を行い、活動に対する改善の必要性がないことを各部長に報告していることを「火山活動のモニタリングに関する評価改善報告書」等により確認した。

発電所においては、原子力管理部長及び原子力技術部長の指示に基づき、原子炉停止及び燃料体等の搬出等の対応について関連する各課の規定類に明確に定められていることを「運転基準(3,4号)総括編」、「保安規定に基づく保修業務要領(3,4号)」等により確認した。破局的噴火への発展の可能性がある場合には同一敷地内にある1/2号機への影響は免れないが、1/2号機には保安規定上の定めがないことから、「火山モニタリング等に関する玄海1/2号燃料体等搬出等への規定文書への反映について」に基づいて、3/4号機と同様の手順を定めていることを「燃料管理基準(1,2号)」等により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

2) 追加検査結果

なし

(3) 違反事項

なし

5. 特記事項

なし

保安検査日程 (1/3)

| 月日 | 号機 | 8月20日(月) | 8月21日(火) | 8月22日(水) | 8月23日(木) | 8月24日(金) | 8月25日(土) | 8月26日(日) |
|-------|--------|----------|----------|----------|--|--|----------|----------|
| 午前 | (1~4号) | / | / | / | <ul style="list-style-type: none"> ● 初回会議 ● 運転管理状況の聴取及び記録確認 ● 中央制御室の巡視 | <ul style="list-style-type: none"> ● 検査前会議 ● 運転管理状況の聴取及び記録確認 ● 中央制御室の巡視 ○ 主任技術者の選任及び職務等の実施状況 | / | / |
| 午後 | (1~4号) | | | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 主任技術者の選任及び職務等の実施状況 ● チーム会議 ● まとめ会議 | <ul style="list-style-type: none"> ● 定例試験の立会い (4号機 ディーゼル発電機(B)負荷試験) ● チーム会議 ● まとめ会議 | | |
| 勤務時間外 | (1~4号) | | | | | | | |

○: 基本検査項目 ◎: 年度保安検査計画に基づく検査項目 ◇: 抜き打ち検査項目 ●: 会議/記録確認/巡視等

保安検査日程 (2/3)

二

| 月日 | 号機 | 8月27日(月) | 8月28日(火) | 8月29日(水) | 8月30日(木) | 8月31日(金) | 9月1日(土) | 9月2日(日) |
|-------|--------|--|--|--|---|---|------------|---------|
| 午前 | (1~4号) | <ul style="list-style-type: none"> ● 検査前会議 ● 運転管理状況の聴取及び記録確認 ● 中央制御室の巡視 ● 定例試験の立会い (4号機 タービン各弁システムフリー試験) | <ul style="list-style-type: none"> ● 検査前会議 ● 運転管理状況の聴取及び記録確認 ● 中央制御室の巡視 ◎ 外部事象等に対する体制の整備状況 | <ul style="list-style-type: none"> ● 検査前会議 ● 運転管理状況の聴取及び記録確認 ● 中央制御室の巡視 ◎ 外部事象等に対する体制の整備状況 ○ 火山活動のモニタリング等の体制の整備の実施状況(発電所) | <ul style="list-style-type: none"> ● 検査前会議 ● 運転管理状況の聴取及び記録確認 ● 中央制御室の巡視 ◇ 組織改正に伴う業務引継の実施状況 | <ul style="list-style-type: none"> ● 検査前会議 ● 運転管理状況の聴取及び記録確認 ● 中央制御室の巡視 ◇ 組織改正に伴う業務引継の実施状況 | ● 中央制御室の巡視 | |
| 午後 | (1~4号) | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 外部事象等に対する体制の整備状況 ● チーム会議 ● まとめ会議 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 外部事象等に対する体制の整備状況 ● 原子炉施設の巡視 (4号機 原子炉建屋) ● チーム会議 ● まとめ会議 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 外部事象等に対する体制の整備状況 ● 原子炉施設の巡視 (1号機 原子炉格納容器) ● チーム会議 ● まとめ会議 | <ul style="list-style-type: none"> ○ マネジメントレビューの実施状況(発電所) ● 原子炉施設の巡視 (1/2号機 建屋周辺) ● チーム会議 ● まとめ会議 | <ul style="list-style-type: none"> ○ マネジメントレビューの実施状況(発電所) ● 原子炉施設の巡視 (3号機 補助建屋、廃棄物処理建屋) ● チーム会議 ● まとめ会議 | | |
| 勤務時間外 | (1~4号) | | ● 中央制御室の巡視 | | | | | |

○: 基本検査項目 ◎: 年度保安検査計画に基づく検査項目 ◇: 抜き打ち検査項目 ●: 会議/記録確認/巡視等

保安検査日程 (3/3)

| 月日 | 号機 | 9月3日(月) | 9月4日(火) | 9月5日(水) | 9月6日(木) | 9月7日(金) | 9月8日(土) | 9月9日(日) |
|-------|--------|---|---|---|---|---|---------|---------|
| 午前 | (1~4号) | <ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 | <ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 ○火山活動のモニタリング等の体制の整備の実施状況(本店) | <ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 ○マネジメントレビューの実施状況(本店) | <ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 | <ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 ●チーム会議 | | |
| 午後 | (1~4号) | <ul style="list-style-type: none"> ◎外部事象等に対する体制の整備状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 | <ul style="list-style-type: none"> ○マネジメントレビューの実施状況(本店) ○火山活動のモニタリング等の体制の整備の実施状況(本店) ●定例試験の立会い(3号機 アニュラス空気浄化ファン起動試験) ●チーム会議 ●まとめ会議 | <ul style="list-style-type: none"> ○マネジメントレビューの実施状況(本店) ◎外部事象等に対する体制の整備状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 | <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 | <ul style="list-style-type: none"> ●まとめ会議 ●最終会議 | | |
| 勤務時間外 | (1~4号) | | | | | | | |

○:基本検査項目 ◎:年度保安検査計画に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等